

厚生労働省告示第163号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等（平成19年厚生労働省告示第202号）の一部を次のように改正する。

平成23年5月19日

厚生労働大臣 細川 律夫

第2を次のように改める。

第2 規則第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、次に掲げるものとする。

- 1 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1又はH7N7であるものに限る。）であって、以下のいずれかの基準に適合するもの
 - (1) 4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと
 - (2) 6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数（IVPI）が1.2以下であること
 - (3) HA蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザAウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと